

岩手県告示第223号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

平成24年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）
- （2） 都市計画を変更した土地の区域 西根都市計画区域
- （3） 変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧の場所 岩手県県土整備部都市計画課及び盛岡広域振興局土木部岩手土木センター並びに八幡平市役所
- 2（1） 都市計画の種類 都市計画施設（道路）
- （2） 都市計画を変更した土地の区域
 - ア 八幡平市大更第1地割から平館第12地割まで（別紙図面のとおりに。）
 - イ 八幡平市大更第24地割から田頭第5地割まで（別紙図面のとおりに。）
 - ウ 八幡平市大更第26地割から第21地割まで（別紙図面のとおりに。）
 - エ 八幡平市大更第1地割から平館第15地割まで（別紙図面のとおりに。）
 - オ 八幡平市大更第36地割から田頭第10地割まで（別紙図面のとおりに。）
- （3） 変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧の場所 岩手県県土整備部都市計画課及び盛岡広域振興局土木部岩手土木センター並びに八幡平市役所

備考 「別紙図面」は、省略し、都市計画の変更に係る図書又はその写しの縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。